徳島県訓令第十三号

庁中一般
東部各局
各センター等
各総合県民局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県監査事務局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳島県警察本部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年九月三十日

徳島県知事　飯泉嘉門

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

別表第四国保・自立支援課の項部長の欄第四号の8から10までの規定中「第五十四条の二第四項及び第五項」を「第五十四条の二第五項及び第六項」に改め、同表薬務課の項部長の欄第一号の1中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、「処分」の下に「（第七十六条の三の二の規定により麻薬取締員が行うものを含む。）」を加え、同項課長の欄第一号の5中「同条第九項」を「同条第十三項」に改め、同号の17中「及び同条第四項」を「並びに同条第四項及び第五項」に改め、「収去」の下に「（第七十六条の三の二の規定により麻薬取締員が行うものを含む。）」を加え、同表畜産振興課の項課長の欄第四号の7を次のように改める。

7　第三十四条第五項の規定による通知

別表第四畜産振興課の項課長の欄第四号中8から10までを削り、同欄第二十一号中「第十条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同欄第二十五号の3中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に改め、同表生産基盤課の項部長の欄第九号に次のように加える。

5　第三十九条第五項の規定による区域及び物件の指定

別表第四生産基盤課の項部長の欄第十号中「次のこと（」の下に「1、2、4及び5にあつては、」を加え、同号中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3　第九条の二第一項第一号の規定による施設の指定

別表第四生産基盤課の項課長の欄第十二号中7を8とし、6の次に次のように加える。

7　第九条の二第一項の規定による甲種漁港施設の使用の許可、同条第二項の規定による条件の付加及び同条第三項ただし書の規定による使用の期間の延長

別表第四建設管理課の項部長の欄第三号の1中「第十九条の五」を「第十九条の六第一項又は第二項」に改め、「勧告」の下に「及び同条第三項の規定による公表」を加え、同号の6中「同条第一項第四号」を「同条第一項第五号及び第六号」に改め、同号中12を13

とし、11の次に次のように加える。

12　第四十一条の二第一項の規定による建設資材製造業者等に対する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による建設資材製造業者等に対する命令並びに同条第四項の規定による報告の徴収及び職員による立入検査

別表第四建設管理課の項課長の欄第三号中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同号に1として次のように加える。

1　第十九条の六第四項の規定による報告又は資料の提出の要求

別表第四住宅課の建築指導室の項部長の欄第十六号の15中「第五十二条第一項第六号」を「第五十二条第一項第七号」に改め、同欄第二十号中6を9とし、2から5までを3ずつ繰り下げ、1を4とし、同4の前に次のように加える。

1　第十条の二十第一項の規定による指定登録機関の指定

2　第十条の二十第三項において準用する第十条の十五第一項の規定による二級建築士等登録事務の休廃止の許可

3　第十条の二十第三項において準用する第十条の十六第一項の規定による指定登録機関の指定の取消し並びに第十条の二十第三項において準用する第十条の十六第二項の規定による指定登録機関の指定の取消し及び二級建築士等登録事務の全部若しくは一部の停止命令

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第二十四号中64を65とし、28から63までを1ずつ繰り下げ、27の次に次のように加える。

28　第六十条の二の二第三項の規定による許可及び同条第五項において準用する第四十四条第二項の規定による建築審査会への諮問

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十九号の25中「実施」の下に「及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の十七第三項の規定による公示」を加え、同25を同号の40とし、同40の前に次のように加える。

38　第二十六条の三第三項において準用する第十条の十五第三項の規定による事務所登録等事務の休廃止の公示

39　第二十六条の三第三項において準用する第十条の十六第三項の規定による指定の取消し又は事務所登録等事務の全部若しくは一部の停止の公示

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十九号中24を37とし、21から23までを13ずつ繰り下げ、20を33とし、同33の前に次のように加える。

32　第二十六条の三第三項において準用する第十条の六第一項の規定による指定の公示及び第二十六条の三第三項において準用する第十条の六第三項の規定による指定事務所登録機関の名称若しくは住所又は事務所登録等事務を行う事務所の所在地の変更の公示

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十九号中19を31とし、15から18までを12ずつ繰り下げ、同号の14中「実施」の下に「及び第十五条の六第三項において準用する第十条の十七第三項の規定による公示」を加え、同14を同号の26とし、同26の前に次のように加える。

24　第十五条の六第三項において準用する第十条の十五第三項の規定による二級建築士等試験事務の休廃止の公示

25　第十五条の六第三項において準用する第十条の十六第三項の規定による指定の取消し又は二級建築士等試験事務の全部若しくは一部の停止の公示

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十九号中13を23とし、10から12までを10ずつ繰り下げ、9を19とし、同19の前に次にように加える。

18　第十五条の六第三項において準用する第十条の六第一項の規定による指定の公示及び第十五条の六第三項において準用する第十条の六第三項の規定による指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地の変更の公示

別表第四住宅課の建築指導室の項課長の欄第三十九号中8を17とし、7を16とし、6を15とし、5の次に次のように加える。

6　第十条の二十第三項において準用する第十条の六第一項の規定による指定の公示及び第十条の二十第三項において準用する第十条の六第三項の規定による指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地の変更の公示

7　第十条の二十第三項において準用する第十条の七第一項の規定による役員の選任及び解任の認可並びに第十条の二十第三項において準用する第十条の七第二項の規定による役員の解任命令

8　第十条の二十第三項において準用する第十条の九第一項の規定による登録事務規程の認可及び変更の認可並びに第十条の二十第三項において準用する第十条の九第三項の規定による登録事務規程の変更命令

9　第十条の二十第三項において準用する第十条の十第一項の規定による事業計画等の認可及び変更の認可

10　第十条の二十第三項において準用する第十条の十二の規定による監督命令

11　第十条の二十第三項において準用する第十条の十三第一項の規定による報告の徴収又は当該職員による立入検査等

12　第十条の二十第三項において準用する第十条の十五第三項の規定による二級建築士等登録事務の休廃止の公示

13　第十条の二十第三項において準用する第十条の十六第三項の規定による指定の取消し又は二級建築士等登録事務の全部若しくは一部の停止の公示

14　第十条の二十第三項において準用する第十条の十七第二項の規定による二級建築士等登録事務の実施及び第十条の二十第三項において準用する第十条の十七第三項の規定による公示

別表第六徳島県東部保健福祉局長の項第十一号の1中「及び同条第四項」を「並びに同条第四項及び第五項」に改め、同号の2中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同表徳島県東部県土整備局長の項第四号中3を5とし、同号の2中「同項第四号」を「同項第五号及び第六号」に改め、同号中2を4とし、1の次に次のように加える。

2　第十七条の二第一項から第三項までの規定による認可

3　第十七条の三第一項の規定による認可

附　則

この訓令は、令和二年十月一日から施行する。